③　［略］

④　第一項第五号及第六号ノ帳簿ハ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ）ヲ以テ作成スルコトヲ得

第二十九条　政府有価証券総括帳ニハ政府所有有価証券及政府保管有価証券別ノ口座ヲ設ケ枚数及券面額ノ受払額ヲ記入スヘシ

第三十四条　第二十八条ノ帳簿ハ之ヲ備フル日本銀行ニ於テ左記各号ニ依リ受払額ヲ記入スヘシ

一　第一号ノ帳簿ハ各統轄店毎日ノ受払額及其ノ所属店毎日ノ受払報告額

二　削除

三　［略］

四　第五号及第六号ノ帳簿ハ自店ノ受払額及其ノ所属店毎日ノ受払報告額

第三十七条　政府有価証券受払報告表ハ日本銀行本店ニ於テ各統轄店ノ受払額及其ノ所属店ノ受払報告額ニ依リ毎日之ヲ調製シ財務省ニ提出スヘシ

第三十八条　政府所有有価証券月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所属店ノ取扱ヒタル政府所有有価証券ノ受払額及残額ヲ掲ケ毎月（政府所有有価証券ノ受払額ナキ月ヲ除ク）之ヲ作成シ日本銀行本店ニ於テ政府所有有価証券払渡請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月ノ第七営業日（「営業日」トハ日本銀行ノ休日ヲ除ク日ヲ謂フ以下同ジ）迄ニ到達ノ日取ヲ以テ取扱主任官ニ送付スベシ

②　日本銀行統轄店ハ取扱主任官ヨリ当該突合表ヲ送付シタル月ノ第十二営業日迄ニ誤リガアル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ訂正手続ヲ行ヒ再度政府所有有価証券月計突合表ヲ作成シ日本銀行本店ニ於テ直チニ当該取扱主任官ニ送付スベシ

③　［同上］

［項を加へる。］

第二十九条　政府有価証券総括帳及政府有価証券受払総括帳ニハ政府所有有価証券及政府保管有価証券別ノ口座ヲ設ケ枚数及券面額ノ受払額ヲ記入スヘシ

第三十四条　第二十八条ノ帳簿ハ之ヲ備フル日本銀行ニ於テ左記各号ニ依リ受払額ヲ記入スヘシ

一　第一号ノ帳簿ハ各統轄店毎日ノ報告額

二　第三号ノ帳簿ハ自店ノ受払額並其ノ所属店毎日ノ受払並報告額

三　［同上］

四　第五号及第六号ノ帳簿ハ自店ノ受払額並其ノ所属店毎日ノ受払額

第三十七条　政府有価証券受払報告表ハ日本銀行本店ニ於テ統轄店ノ報告額ニ依リ毎日之ヲ調製シ財務省ニ提出スヘシ

第三十八条　政府所有有価証券月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所属店ノ取扱ヒタル政府所有有価証券ノ受払額及残額ヲ掲ケ毎月（政府所有有価証券ノ受払額ナキ月ヲ除ク）之ヲ作成シ政府所有有価証券払渡請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月ノ第七営業日（「営業日」トハ日本銀行ノ休日ヲ除ク日ヲ謂フ以下同ジ）迄ニ到達ノ日取ヲ以テ取扱主任官ニ送付スベシ

②　日本銀行統轄店ハ取扱主任官ヨリ当該突合表ヲ送付シタル月ノ第十二営業日迄ニ誤リガアル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ訂正手続ヲ行ヒ再度政府所有有価証券月計突合表ヲ作成シ直チニ当該取扱主任官ニ送付スベシ

第三十九条　政府保管有価証券月計突合表又ハ供託有価証券月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所属店ノ取扱ヒタル政府保管有価証券ノ受払額及残額ヲ掲ケ毎月（政府保管有価証券ノ受払額ナキ月ヲ除ク）之ヲ作成シ政府保管有価証券ノ払渡請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月ノ第七営業日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ取扱主任官ニ送付スベシ

②　日本銀行統轄店ハ取扱主任官ヨリ当該突合表ヲ送付シタル月ノ第十二営業日迄ニ誤リガアル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ訂正手続ヲ行ヒ再度政府保管有価証券月計突合表ヲ作成シ日本銀行本店ニ於テ直チニ当該取扱主任官ニ送付スベシ

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第三十九条　政府保管有価証券月計突合表又ハ供託有価証券月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所属店ノ取扱ヒタル政府保管有価証券ノ受払額及残額ヲ掲ケ毎月（政府保管有価証券ノ受払額ナキ月ヲ除ク）之ヲ作成シ政府保管有価証券ノ払渡請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月ノ第七営業日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ取扱主任官ニ送付スベシ

②　日本銀行統轄店ハ取扱主任官ヨリ当該突合表ヲ送付シタル月ノ第十二営業日迄ニ誤リガアル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ訂正手続ヲ行ヒ再度政府保管有価証券月計突合表ヲ作成シ直チニ当該取扱主任官ニ送付スベシ

附　則

この省令は、令和二年一月六日から施行する。

○厚生労働省令第二号
環境省令第二号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十七条第一項第二号の規定に基づき、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令の一部を改正する省令

使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令（平成十三年厚生労働省経済産業省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（自主回収及び再資源化に必要な行為を実施する者の基準） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号。以下「法」という。）第二十七条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当しない者であることとする。 一　［略］	（自主回収及び再資源化に必要な行為を実施する者の基準） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号。以下「法」という。）第二十七条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当しない者であることとする。 一　［略］